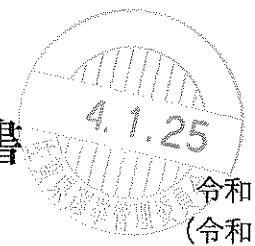


(その1)

収 支 報 告 書



令和 3 年分
(令和 年 月 日開催分)

1 政治団体の名称
(ふりがな) こがしんすけ こうえんかい

古賀しんすけ 後援会

2 主たる事務所の所在地

佐賀市諸富町埴徳富2003-1

3 代表者の氏名

古賀 臣介

4 会計責任者の氏名

古賀 臣介

事務担当者の氏名

片利 理恵子

(電話) 60-5704

(電話)

(電話)

政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政 党	<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2第1項の規定による政治団体
<input type="checkbox"/> 政 党 の 支 部	<input checked="" type="checkbox"/> その他の政治団体
<input type="checkbox"/> 政 治 資 金 団 体	<input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部

活動区域の区分	
<input type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等	<input checked="" type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内

資金管理団体の指定の有無	
<input checked="" type="checkbox"/> 有	
<input type="checkbox"/> 無	
公職の種類	佐賀市長(候補者)
資金管理団体の届出をした者の氏名	古賀臣介

国会議員関係政治団体の区分	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体	
<input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体	
公職の候補者の氏名	
公職の種類	

資金管理団体の指定の期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間	
年 月 日から	
年 月 日まで	

備考 1. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「□」については、12月31日現在の状況により、いずれかに「✓」を記入すること。
 2. 「資金管理団体の指定の有無」欄の中の「公職の種類」、「資金管理団体の届出をした者の氏名」は、12月31日現在で資金管理団体として指定されている場合のみ記載すること。
 3. 「資金管理団体の指定の期間」欄には、12月31日現在での資金管理団体の指定の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ資金管理団体として指定されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で資金管理団体として指定されていた場合には記載を要しないこと。
 4. 「国会議員関係政治団体の区分」欄の中の「□」については、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ「✓」を記入すること。
 5. 「国会議員関係政治団体の区分」の欄の中の「公職の候補者の氏名」、「公職の種類」は、12月31日現在で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合にのみ記載すること。
 6. 「国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間」欄には、12月31日現在での国会議員関係政治団体に関する特例規定の適用の有無にかかわらず、当該年中において一部の期間のみ国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合に、その期間を記載すること。なお、1月1日から12月31日まで通年で国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた場合には記載を要しないこと。

(その2)

収 支 の 状 況

1 収支の総括表

収 入 総 額 A	十億	百万	千	円	7	2	7	3	9	6		
(前年からの繰越額)										0		
(本年の収入額)					/	/	7	2	7	3	9	6
支 出 総 額 B					/	/	7	2	7	3	9	6
翌年への繰越額 A-B												0

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費

金 額	十億	百万	千	円	1	4	0	0	0	0	
員 数										7	0

(2) 寄 附

ア 寄 附 (イを除く。) の 区 分	金 額						備 考			
	十億	百万	千	円						
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)		/	/	3	7	0	5	9	3	
(イ) 法人その他の団体からの寄附				2	1	6	8	0	3	
(ウ) 政治団体からの寄附				2	1	6	8	0	3	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		/	/	5	8	7	3	9	6	
[寄附のうち寄附のあつせんによるもの]										
イ 政 党 匿 名 寄 附										
合 計 (ア + イ)		/	/	5	8	7	3	9	6	

(その13)

3 支出項目別金額の内訳

(1) 支出の総括表							
項 目	金 額						備 考
	十億	百万	千	円			
1 経 常 経 費							
(1) 人 件 費							
(2) 光 熱 水 費			2 3 4	2 4 4			
(3) 備 品 ・ 消 耗 品 費			5 0 2	5 4 5			
(4) 事 務 所 費		6 2 9	7 6 2	1			
小 計		7 0 3	4 4 1	0			
2 政 治 活 動 費							
(1) 組 織 活 動 費		3 4 1	0 1 7	6			
(2) 選 挙 関 係 費							
(3) 機関紙誌の発行その他の事業費			2 7 5	0 0 0			
ア 機関紙誌の発行事業費							
イ 宣 伝 事 業 費			2 7 5	0 0 0			
ウ 政治資金パーティー開催事業費							
エ その他の事業費							
(4) 調 査 研 究 費							
(5) 寄 附 ・ 交 付 金		1 0 0	0 0 0	0 0 0			
(6) そ の 他 の 経 費			7 8	1 0			
小 計		4 6 9	2 9 8	6			
合 計		1 1 7	2 7 3	9 6			

備考 当該政治団体の本部又は支部に対して供与した交付金に係る支出については、支出の項目ごとにその額を「備考」欄に記載すること。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 光熱水費				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考	
	十億	百万	千	円					
電気料			6	952	R3.10.21	九州電力 佐賀営業所	佐賀市神野東2丁目3番6号		
電気料			5	2369	R3.10.21	九州電力 佐賀営業所	佐賀市神野東2丁目3番6号		
この頁の小計			1	14321					
その他の支出			1	19923					
合 計			2	34244					

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「機の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 備品・消耗品費			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体に あつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあ つては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円				
顔認証機			148	500	R3.9.22	株式会社永池	佐賀市高瀬町大字東高木262番地	
この頁の小計			148	500				
その他の支出			354	045				
合 計			502	545				

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別葉とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

国会議員関係政治団体・資金管理団体様式

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費(人件費を除く。)の内訳				項目別区分 事務所費				
支出の目的	金 額			年月日	支出を受けた者の氏名(団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考	
	十億	百万	千	円				
事務所鍵交換費用			5	2	8	0	0	R3.8.5 有限会社 佐賀開発 佐賀市神野東三丁目2番7号
事務所仲介手数料			7	1	5	0	0	R3.8.5 有限会社 佐賀開発 佐賀市神野東三丁目2番7号
事務所家賃			2	4	0	7	1	R3.8.6 アートホールディングス株式会社 広島県福山市船町9番23号
事務所清掃費			5	0	0	0	0	R3.9.3 佐賀市シルバー人材センター 佐賀市兵庫北三丁目8番36号
シャトル取付料			1	1	5	5	0	R3.9.10 株式会社 アモクス 佐賀市間成五丁目7-28
電話料			5	3	0	9	7	R3.9.24 NTTファイナンス株式会社 東京都港区港南1-2-70
切手代			5	8	0	4	4	R3.9.26 日本郵便株式会社 東京都千代田区大手町2-3-1
備品リース料			8	5	0	4	0	R3.9.30 株式会社 オール 小城市芦刈町永田2838-1
レンタカー代			1	1	5	5	0	R3.10.7 株式会社 トヨタリース佐賀 佐賀市嘉瀬町大字扇町2312-5
諸富事務所家賃			2	2	4	3	9	R3.10.7 西村香樹 佐賀市諸富町大字山領456-2
事務用品代			1	5	9	2	6	R3.10.21 株式会社 三協 佐賀市本庄町大字袋289番地8
複合機レンタル料			1	6	3	1	3	R3.10.21 株式会社 三協 佐賀市本庄町大字袋289番地8
パフォーマンスシート			6	1	5	0	1	R3.10.26 株式会社 三協 佐賀市本庄町大字袋289番地8
レンタカー代			1	1	9	4	3	R3.10.26 株式会社 トヨタリース佐賀 佐賀市嘉瀬町大字扇町2312-5
車輦レンタル料			5	5	0	0	0	R3.10.26 有限会社 山田石油 佐賀市東与賀町大字田中839番地6
この頁の小計			5	7	5	3	7	5
その他の支出								
合 計								

- 備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間(国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。)に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。
2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。
3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「机の購入費」、「事務用用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

国会議員関係政治団体・資金管理団体様

この様式は経常経費用です。

(その14)

(2) 経常経費（人件費を除く。）の内訳					項目別区分 事務所費			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名（団体にあつては、その名称）	支出を受けた者の住所（団体にあつては、主たる事務所の所在地）	備考
	十億	百万	千	円				
レンタカー代、			69	3000	R3.11.2	株式会社トヨタリース佐賀	佐賀市嘉瀬町大字扇町2312-5	
備品リース料			70	369	R3.11.2	株式会社 オール	小城市芦刈町永田2838-1	
この頁の小計			139	669				
その他の支出			404	201				
合 計			629	7621				

備考 1. 資金管理団体として指定されていた期間（国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間を除く。以下同じ。）に行った支出又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出のうち、1件当たりの金額（数回にわたってされたときは、その合計金額）が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について記載すること。したがって、資金管理団体として指定されていなかった期間又は国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出については記載を要しないこと。

2. 「項目別区分」欄には、「光熱水費」、「備品・消耗品費」、「事務所費」というように、項目別の区分を記載し、それぞれ別業とすること。

3. 「支出の目的」欄には、例えば「電気の使用料」、「機の購入費」、「事務用紙の購入費」、「事務所の借料損料」、「電話使用料」というように、当該支出の目的を具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、資金管理団体として指定されていた期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳							項目別区分 政治活動費 (組織活動費)					
支出の目的	金 額						年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備考		
	十億	百万	千	百	十	円						
事務所開き音響機材			5	5	0	0	0	R3.9.6	有限会社 サウンドスピリッツ	佐賀市駅前中央2-7-18		
ユニフォーム代			1	6	2	8	0	0	R3.9.8	宮本プリント合同会社	佐賀市新中町4-5	
看板代			3	1	6	8	0	0	R3.9.11	有限会社 デイズ	三養基郡みやき町大字寄人556-8	
リーフ作成撮影費			1	8	9	7	5	0	R3.12.16	有限会社 デイズ	三養基郡みやき町大字寄人556-8	
名刺作成費			4	2	1	3	0	0	R3.12.16	有限会社 デイズ	三養基郡みやき町大字寄人556-8	
リーフ作成費		2	0	7	9	0	0	0	R3.12.16	有限会社 デイズ	三養基郡みやき町大字寄人556-8	
のぼり旗作成費				9	6	2	5	0	R3.12.16	有限会社 デイズ	三養基郡みやき町大字寄人556-8	
この頁の小計			3	3	2	0	9	0	0			
その他の支出					8	9	2	7	6			
合 計			3	4	1	0	1	7	6			

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳				項目別区分 宣伝事業費 (資料印刷・看板作成費)				
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	円				
資料印刷代			158	400	R3.9.30	古賀印刷	佐賀市川副町鹿江 679-10	
看板作成費			764	500	R3.9.30	ふるかわかんぱん	佐賀市久保田町大字久富 3550-6	
この頁の小計			234	850				
その他の支出			40	150				
合計			275	000				

- 備考
1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円以上の支出について記載すること。
 2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)
 3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
 4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあっては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあっては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳								項目別区分 寄附・交付金 (寄附)			
支出の目的	金 額							年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあつては、主たる事務所の所在地)	備考
	十億	百万	千	百	十	千	円				
寄附			0	0	0	0	0	3.11.4	古賀臣介	佐賀市諸富町大徳富2003-1	
この頁の小計				1	0	0	0	0	0	0	0
その他の支出											
合 計				1	0	0	0	0	0	0	0

備考 1. 1件当たりの金額 (数回にわたってされたときは、その合計金額) が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。

2. 「項目別区分」欄には、様式 (その13) (1) 支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し () 内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費 (大会費)」)

3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。

4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その15)

この様式は政治活動費用です。

(3) 政治活動費の内訳					項目別区分 その他の経費 (振込手数料)			
支出の目的	金 額				年月日	支出を受けた者の氏名 (団体に あつては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体に あつては、主たる事務所の所在地)	備 考
	十億	百万	千	円				
この頁の小計								
その他の支出								
合 計								

- 備考 1. 1件当たりの金額(数回にわたってされたときは、その合計金額)が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円を超える支出について、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円以上の支出について記載すること。
2. 「項目別区分」欄には、様式(その13)(1)支出の総括表の項目欄中「政治活動費」に掲げる項目を記載し()内には、その項目の費目を記載すること。(例「組織活動費(大会費)」)
3. 「支出の目的」欄には、当該支出の目的を「会場借上費」、「弁当代」、「タクシー代」というように具体的に記載すること。
4. 「その他の支出」欄には、1件当たりの金額が、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていた期間に行った支出にあつては1万円以下の支出を、国会議員関係政治団体に関する特例規定が適用されていなかった期間に行った支出にあつては5万円未満の支出を、一括してその合計金額を記載すること。

(その17)

資 産 等 の 状 況

1 資産等の総括表

資 産 等 の 有 無			
資 産 等 の 項 目 別 区 分	有	無	備 考
ア 土 地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建 物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金 銭 信 託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有 価 証 券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出 資 に よ る 権 利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(その20)

宣 誓 書


添付書類（別添のとおり）

- 1 領収書等の写し
- 2 監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）
- 3 政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 4 年 / 月 25 日

政治団体の名称 古賀しんすけ後援会

会計責任者の氏名 古賀 臣介 

代表者の氏名 _____
(解散の場合のみ)

(備考)

- 1 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。
- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類（例えば運転免許証や個人番号カードなど）の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面（委任状）及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置（例えば署名や記名押印）を講ずる場合は、この限りではない。